

山口県報

平成20年
3月21日
(金曜日)

目次

規則	一
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)	一
告示	二
共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(税務課)	二
地方自治法施行令第七十七条第一項の規定による美祿市の人口(地域政策課)	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	三
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)	四
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	五
通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定(道路整備課)	五
通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定(道路整備課)	六
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	六
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	六
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示の一部改正(河川課)	六
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定(建築指導課)	六
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示の一部改正(建築指導課)	七
フレキシブルディスクによる手続ができる区域の指定に関する告示の廃止(建築指導課)	七
山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正(会計課)	七
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	八
公告	八
一般競争入札の実施(税務課)	八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	一〇
土地改良区役員届出(農村整備課)	一〇
選管告示	一一
政治団体の名称等	一一
政治団体の異動事項	一一
解散等に係る政治団体の名称等	一二
資金管理団体の名称等	一二
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	一三
指定の取消しに係る資金管理団体の名称等	一四



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二項中「同条第八項」を「省令第二条の第二項」に改める。

第十二条ただし書を削る。

第十三条第三項第一号中「尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図」を「床面積求積図」に改める。

第十四条第一項ただし書を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

(定期報告に関する書類の保存期間)

第十五条の二 省令第六条の三第五項第二号の規定により定める期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 省令第六条の三第二項第七号の書類 当該書類の提出を受けた日から三年

二 省令第六条の三第二項第八号の書類 当該書類の提出を受けた日から一年

第三十一条の前の見出しを「(書類の経由)」に改める。
第三十二条中「同条第六項」を「省令第二条の第二項」に改める。
別表第二美祢市の項中「及び豊田前町麻生上」を「、豊田前町麻生上、美東町赤及び美東町絵堂」に改め、同表美東町の項及び秋芳町の項を削る。

別記第二号様式中「滲12滲」を「滲13滲」に改める。
附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の五第一項の規定により、税務電算システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに税務電算システム運用管理業務の契約に係る一般競争入札に共同企業体を結成して参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 経営規模等入札参加資格

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (一) 政令第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- (二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

二 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式)及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 委任状
- (二) 申請書等の提出場所
山口県総務部税務課 山口市滝町一番一号
- (三) 申請書等の提出期間
随時とする。
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

三 その他

この審査についての問合せは、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三一一二九九)にすること。

別記様式

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

下記の共同企業体について、貴県所管に係る税務電算システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに税務電算システム運用管理業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	
構 (代表者)	商号又は名称及び代表者氏名
成	
員	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項の規定による美祿市の人口は、次のとおりである。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

美祿市 二九、八三九人

山口県告示第百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区
秋穂土地改良区
認可年月日
平成二〇、三、一一

山口県告示第百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市名田島字葉師二八、三五、仁保下郷字小高野二八九の二から二八九の四まで、秋穂東字北山三〇二の六(次の図に示す部分に限る。)、徳地堀字金剛六九一、六九二

防府市大字高井字大日二六の二、二七の二、大字大崎字自由ヶ丘四丁目二七六の一三四、大字台道字下山ノ口五九七八から五九八〇まで

周南市大字高瀬字下高固屋二一七三の二、字高固屋二一七四の二、二一三〇八から二

三二二まで、二二二五、二二二六、二二二八の一、二二二八の二、二二二九から三二二一まで、三三三二の一、三三三二の二、三三三三、三三三四の一から三三三四の三まで、三三三五から三三三七まで

二 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市名田島字薬師二八・仁保下郷字小高野二八九の二・二八九の四・徳地堀字金剛六九一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

防府市大字大崎字自由ヶ丘四丁目二七六の一・三三四(次の図に示す部分に限る。)、大字台道字下山ノ口五九九

周南市大字高瀬字高固屋二二二〇(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

三隅町加入 長門市三隅中三九〇八の七
区 " 三隅下三七三六

森下 敏夫
藤田 昭夫

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出を
する漁業協同組合
山口県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

三隅町加入 平成二十年三月二十一日から同年四月四日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路線名 二六一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市川上字山田八二の一地先から 同市川上字小郷四六三の四地先まで	最狭 一三・八	最狭 二六・〇	四六・八	四六・八	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 豊田前東厚保線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
美祿市大嶺町西分字狭ヶ峠一・一九五の一地先から 同市大嶺町西分 同字一・一九五の三地先まで	最狭 二七・八 最広 二八・四	最狭 一四・二 最広 二二・四	二二〇・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 萩長門峡線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
萩市川上字山田八二の一地先から 同市川上字小郷四五二の一地先まで	最狭 一一三・六 最広 一三三・八	最狭 一一三・六 最広 一三三・八	四二・〇	一般国道二六二号の道路の区域(重用) 道路改良工事の完了による。 一般国道二六二号の道路の区域(重用)

道路の種類 県道
路線名 高佐下阿武線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
阿武郡阿武町大字宇生賀字町木沖一・二七地先から 同郡同町同大字宇下佐名口一七三の二地先まで	最狭 二四・四 最広 二二・〇	最狭 七・二 最広 二二・四	一七五・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二六二号	萩市川上字山田八二の一地先から 同市川上字小郷四六三の四地先まで	平成二十年三月十二日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊田前東厚道保線	美祿市大嶺町西分字狭ヶ峠一・一九五の一地先から 同市大嶺町西分 同字一・一九五の三地先まで	平成二十年三月十二日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
高佐下阿武線	阿武郡阿武町大字宇生賀字町木沖一・二七地先から 同郡同町同大字宇下佐名口一七三の二地先まで	平成二十年三月十二日

山口県告示第百二十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)(第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	区 間	指定の期日
県道三隅線	萩市三見字中内免三五二の一地先から 同市三見字生化三九四五の一地先まで	平成二十年四月一

県 三見停車場 三見市線	萩市三見字中内免三五二の一地从先から 同市三見字上円福寺二八二の一地从先まで	日
--------------------	---	---

山口県告示第百二十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	区 間	指定の期日
県 萩三隅線道	萩市三見字中内免三五二の一地从先から 同市三見字生化三九四五の一地从先まで	平成二十年四月一日
県 三見停車場 三見市線	萩市三見字中内免三五二の一地从先から 同市三見字上円福寺二八二の一地从先まで	

山口県告示第百二十八号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

二の4の表所在地の欄中	美祢郡美東町	を	美祢市	に、
美祢郡美東町大字赤 郷字佐山	山	美祢市美東町赤字佐 山		
" " "	" " "	を	美祢市	に改め、二の5の表所在地の欄中
" " " 秋芳町大字青 景字中尾	中尾	秋芳町青景字 中尾		

美祢郡秋芳町	を	美祢市	に改める。
東町 " " 及び美		" "	

三の3の表所在地の欄中「美祢郡美東町大字赤」を「美祢市美東町赤」に改める。
五の表区間の欄中「美祢郡美東町一般国道四三三五号」を「美祢市一般国道四三三五号」に、「美祢郡美東町大字絵堂」を「美祢市美東町絵堂」に、「同郡同町県道萩秋芳線」を「同市県道萩秋芳線」に、「美祢郡美東町一般国道四九〇号」を「美祢市一般国道四九〇号」に改める。

山口県告示第百二十九号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の四）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

一の1の表区間の欄中「美祢郡美東町」を「美祢市」に、「同郡秋芳町」を「同市」に改める。

山口県告示第百三十号

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示（昭和五十五年山口県告示第六百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

「美東町、秋芳町」を削る。

山口県告示第百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程

後の工程を次のとおり指定する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 中間検査を行う区域

山口県の区域(下関市、宇部市、山口市及び周南市の区域を除く。)

二 中間検査を行う期間

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の第二項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物(法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第333号)第十条第一号に掲げる建築物を除く。)(のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するもの)について、中間検査を行う。

- (一) 分譲を目的とする住宅
- (二) 主要構造部が木造である住宅(地階を除く階数が三であるものに限る。)
- (三) 主要構造部が鉄骨造であって、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物(テント倉庫建築物の構造方法に關する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成十四年国土交通省告示第六百六十七号)に規定するテント倉庫建築物を除く。)

四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事(枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事)
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床(地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床(地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床(地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床(地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根)及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

山口県告示第百三十二号

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示(平成十九年山口県告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

二中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「建築物」の下に、「(周南市の区域において建築されるものを除く。)」を加える。
三中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

山口県告示第百三十三号

フレキシブルディスプレイによる手続ができる区域の指定に関する告示(平成六年山口県告示第七百九十五号)は、廃止する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百三十四号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示(平成二年山口県告示第百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 「山口県岩国県民局 岩国市三笠町一丁目一番一号」
- 「山口県萩県民局 萩市大字江向五三一の一」
- 「山口県岩国健康福祉センター 岩国市三笠町一丁目一番一号」
- 「山口県東部家畜保健衛生所 柳井市南町一丁目一〇番三号」
- 「山口県中部家畜保健衛生所 山口市嘉川六七一の五」
- 「山口県北部家畜保健衛生所 萩市大字椿三六二の一」

山口県告示第百三十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

一の表下関交通安全協会会長 中村繁雄の項を次のように改める。

下関交通安全協会 会長 中村繁雄	「丁目三番八号」	下関交通安全協会	「丁目三番八号」 山口県下関警察署	平成三〇、 三、二七
下関交通安全協会 会 彦島緑町	「九番七号」 山口県下関警察署	下関交通安全協会 会 彦島分室	「九番七号」 山口県下関警察署	平成二〇、 四、一

一の表中

「長府才川 一丁目四四番四 五号」 山口県長府警察署	「長府才川 一丁目四四番四 五号」 山口県長府警察署	「長府才川 一丁目四四番四 五号」 山口県長府警察署	平成三〇、 三、二七
-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------

め、同表彦島交通安全協会会長 山野博司の項を削り、同表中

「豊浦町大 字小串一九一の 一」 山口県小串警察署	「豊浦町大 字小串一九一の 一」 山口県小串警察署	「豊浦町大 字小串一九一の 一」 山口県小串警察署	平成三〇、 三、二七
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---------------

に改める。



(一一五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

税務電算システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに税務電算システム運用管理業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十三年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者又は共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第百十九号)に基づき資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体でその構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十年三月二十一日から同年五月二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十年四月一日から平成二十年三月二十一日までの間に、国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

(八) 一に掲げる業務において他の共同企業体の構成員又は他の参加者でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成二十年五月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年五月二日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十年五月二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十年四月十六日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。この場合において、共同企業体を結成して参加する者は、すべての構成員に係る次の2及び3に掲げる書類を提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年四月二十三日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 (七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三―二二九三)に問い合わせる。

 十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Detailed design and development of the restructuring of the taxation computer system, and the operation and maintenance of the system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2011
- (4) Delivery place: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 1, 2008 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. May 2, 2008)

(一六) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十九年十一月九日山口県公告(五五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年三月二十一日から同年四月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ柳井新庄店
 所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(一七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員		二 退任した役員	
土地改良区	土地改良区の名称	土地改良区	土地改良区の名称
	阿武郡阿武町福賀土地改良区		阿武郡阿武町福賀土地改良区
理事の別	理事	理事の別	理事
氏名	堀 和夫	氏名	堀 和夫
住所	阿武郡阿武町大字福田下三三四	住所	阿武郡阿武町大字福田下三三四
	大宇生賀二〇二五の		大宇生賀二〇二五の
	一		一
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇福田上一七三三の		大宇福田上一七三三の
	大宇福田下二八八〇		大宇福田下二八八〇
	一四三二の		一四三二の
	大宇武男		大宇武男
	一		一
	岡 幸博		岡 幸博
	一		一
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇福田上一七三三の		大宇福田上一七三三の
	大宇正男		大宇正男
	一		一
	大宇武男		大宇武男
	一		一
	大宇誠		大宇誠
	一		一
	大宇四六七〇		大宇四六七〇
	大宇照男		大宇照男
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	七五七		七五七
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		三
	大宇福田下一三四五の		大宇福田下一三四五の
	六二二の二		六二二の二
	大宇生賀八四三の一		大宇生賀八四三の一
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇靖		大宇靖
	一		一
	大宇福田下三三四		大宇福田下三三四
	阿武郡阿武町		阿武郡阿武町
	大宇中野		大宇中野
	一		一
	大宇和夫		大宇和夫
	一		一
	大宇俊典		大宇俊典
	三		

"	"	岡 幸博	"	大字福田上二七三三〇	"
"	"	木原 正男	"	大字福田下二八八〇	"
"	"	高村 武男	"	一四三三二〇	"
"	"	大田 誠	"	大字宇生賀三二二四	"
"	"	藤田 勇一	"	四六七〇	"
"	監 事	上村 照男	"	七五七七	"
"	"	中野 稔朗	"	大字福田下三三四	"



山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年三月二十一日

山口県選挙管理委員会 会長 栗田 勉 氏

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
加藤正道後援会	松本 憲治	繁 徹範	光市室積西ノ庄12番1号		平成20、2、6
新星会	木村 秀之	木村 恵子	下松市大字西豊井1255		" 12
林真一郎に期待する会	林 真一郎	回本 哲志	下関市観音崎町7番5号		" 15
福田秀夫後援会	中村 和久	福田 正恵	周南市松保町6番6号		" 28
馬屋原真一後援会	廣津 啓二	安部 好恵	美弥市西厚保町原1013の2		" 4
山口県築種商連盟	回村 紀男	森田猪太郎	山口市吉敷下東3丁目1番1号		" 14

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十年三月二十一日

山口県選挙管理委員会 会長 栗田 勉 氏

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党小郡支部	会計責任者	多田桂次郎	田辺 時夫	平成20、2、25
自由民主党上関支部	代表者	片山 秀行	西元 正夫	"
	会計責任者	井上 勝美	木下 良忠	
自由民主党周東支部	事務所	熊毛郡上関町大字長尾582の2	熊毛郡上関町大字室津1010の1	" 27
	会計責任者	藤回 利康	村中 斉	" 26
自由民主党田布施支部	"	吉見 利彦	西岡 純子	" 28
自由民主党東和支部	代表者	矢野 勝徳	平原 暁	" 13
自由民主党長門支部	会計責任者	村田 哲雄	小林 敏夫	"
	事務所	長門市東深川346の1	長門市仙崎314の1	
自由民主党三隅支部	会計責任者	朝枝 直人	石村 晃一	" 21
自由民主党山口県トラツク支部	"	坂田 俊平	吉村 勲	" 7
石川憲後援会	代表者	野村 晴彦	西村 立志	" 15
磯部登志恵の会	"	森山 浩子	中本 憲三	" 29
植松洋進後援会	事務所	宇部市今村南1丁目5番22号	宇部市大字西岐波3952	" 21
宇部民社協会	"	" 大字際波412の71	" 大字善和187の13	" 19

うえの哲雄後援会	上野 哲雄	上野 君江	下関市豊浦町大字川棚242	平成18、27、12、
内田和夫後援会	田中 和夫	内田 真一	" 豊田町大字鷹子333の2	平成19、31
大寺和美後援会	徳本 信治	大寺 健一	周南市大字徳山4939の3	" " "
大野忠吉と歩む会	大野 雅美	大野 雅美	下松市大字末武上9000の2	" 3、"
おかざきなみ子後援会	市橋 勝広	岡崎南海子	熊毛郡田布施町大字麻郷2270	平成20、1、1
織田浩久後援会	別府 達弘	河村 達丸	美祢市伊佐町伊佐4800	平成19、12、31
桂こうた後援会	桂 宏太	桂 治子	下関市豊田町大字殿居1112	" " "
河谷慎司後援会	上村 治三	藤井 義美	岩国市藤生町1丁目7番2号	" " "
河谷慎司政治政策研究会	河谷 慎司	古山 誠	" " " " " " "	" " "
GOGO山口改革隊	酒井 誠夫	下 鐵太郎	山口市春日町3番3号	" " 20
斉藤良亮後援会	青木雄一郎	浅村 栄子	防府市栄町1丁目11番18号	平成20、1、31
佐原紀美子後援会	板垣 彰貞	佐原 祐行	宇部市浜田1丁目5番15号	平成19、5、1
清水邦彦後援会	久保 義昭	清水 邦彦	美祢市豊田前町麻生下1444	" 11、"
清水武人後援会	杉村 龍二	藤井 睦夫	美祢郡美東町大字大田4089	" 12、31
女性党山口県小郡総支部	根間 和子	根間 和子	下関市榎栗町3丁目4番13号	" " "
清柳聰後援会	藤川 公男	清柳 時栄	岩国市由宇町中央1丁目2番32号	平成18、9、30
たかし会	津田 義彦	村田 克教	山口市旭通り2丁目9番19号	平成20、1、31
津畑由紀子後援会	津畑由紀子	津畑 昭浩	下関市小月幸町11番26号	平成19、12、25
外村勉の会	河本 勝文	佐藤 緑	熊毛郡上関町大字室津6700の4	" " 31
中本恒雄後援会	篠田 省三	宮崎 哲雄	岩国市周東町相生1320	平成18、11、30

碓敏雄後援会	碓 敏雄	碓 清子	柳井市大畠1253の1	平成19、12、31
藤井ただし後援会	藤井 禎	藤井 順子	岩国市美川町小川832	" 2、8
本田しろう後援会	嶋田 陽生	本田 敏恵	" 装束町2丁目8番17号	" 12、30
松原守をあげます会	渡辺 行夫	佐野 仁	下関市川中本町1丁目4番5号	" " 1
村上秀夫後援会	村上 秀夫	村上 波子	周南市大字清尾313	" " 31
山口見直し隊	岡部 敏雄	下 鐵太郎	山口市下小鯖31500の1	" " 20
山村通弘後援会	斎藤 忠三	山本 静馬	宇部市大字船木262の15	" " 30
良成会	齋藤 良亮	浅村 栄子	防府市栄町1丁目11番18号	" 9、"

山口県選挙権者数調査結果(平成二十三年)

総知事選挙区(平成二十三年共選区百九十四号)第十九条第一項の規定による調査結果として、選挙権者数の総数及びその内訳は次のとおりである。

平成二十三年四月十一日

山口県選挙権者数調査結果発表 梶田 勉 氏

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団主たる事務所の所在地	団体		備考(指定届出年月日)
		名	称		代表者の氏名		
林 真一郎	下関市議会議員	林真一郎に期待する会	下関市議会	下関市観音崎町7番5号	林 真一郎	平成20、2、15	

山口県選挙権者数調査結果(平成二十三年)

総知事選挙区(昭和二十三年法律百九十四号)第十九条第三項の規定による調査結果として、選挙権者数の総数及びその内訳は次のとおりである。

平成二十三年四月十一日

山口県選挙権者数調査結果発表 梶田 勉 氏

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (金管理団体の なかつた旨の 届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	
河谷 慎司	山口県議会議員	河谷慎司政治政策研究会	岩国市藤生町1丁目7番2号 河谷 慎司	平成20、2、26
斉藤 良亮	"	良成会	防府市栄町1丁目11番18号 斉藤 良亮	" " 5

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年三月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 豊 同

資金管理団体の 指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	
林 真一郎	下関市議会議員	林真一郎後援会	下関市観音崎町7番5号 林 真一郎	平成20、2、15

平成二十年三月二十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）